

受注者の債務履行拒否等に係る違約金に関する特約条項

乙は、自己の債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により自己の債務について履行不能となった場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときも、同様とする。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等